



2026年2月4日

各 位

会 社 名 株式会社プラン・ドゥ
(コード番号 458A TOKYO PRO Market)
代 表 者 名 代表取締役社長 杉山 浩一
問 合 せ 先 取締役経営企画グループ管掌経営企画グループGM 福岡 清紹
T E L 03-6821-6350
U R L <https://plan-d.co.jp/>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年2月4日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2026年2月26日開催予定の第23回定時株主総会に付議する事を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

当社は、財務報告の信頼性を高め、内部統制及びコーポレートガバナンスを強化し、経営の透明性と健全性を高めるため、監査役会を設置することといたしました。これに伴い、監査役会の運営に関わる新設規定を設けるものでございます。なお、変更箇所については、下線を付しております。

2. 定款変更の内容

現行定款	変更案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u>
第5条～第27条 (条文省略)	第5条～第27条 (現行どおり)
第5章 監査役	第5章 <u>監査役及び監査役会</u>
(<u>監査役</u> の設置等) 第28条 当社の監査役は、 <u>3名以内</u> とする。	(<u>監査役</u> の員数) 第28条 当社の監査役は、 <u>5名以内</u> とする。
第29条～第32条 (条文省略)	第29条～第32条 (現行どおり)

(新設)	<u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>② 監査役的全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査役会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>(監査役会の決議)</u> <u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>(常勤の監査役)</u> <u>第35条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定しなければならない。</u>
(新設)	<u>(監査役会規程)</u> <u>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>
第 <u>33</u> 条～第 <u>36</u> 条 (条文省略)	第 <u>37</u> 条～第 <u>40</u> 条 (現行どおり)

3. 変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 (予定)

2026年2月26日

定款変更の効力発生日 (予定)

2026年3月1日

以上